

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	巡回連絡カードに関するファイル
地方公共団体の機関	広島県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織等の名称	<p>広島中央警察署（本通交番、基町交番、幟町交番、新天地交番、弥生町交番、宝町交番、鷹野橋交番、羽衣町交番、吉島交番、舟入本町交番、江波町交番、十日市交番）広島東警察署（牛田交番、戸坂交番、中山交番、府中交番、向洋駅前交番、温品交番、福木交番、署所在地）広島西警察署（横川交番、中広交番、観音町交番、観音新町交番、己斐交番、己斐上交番、高須交番、草津交番、庚午交番、井口交番）広島南警察署（広島駅交番、荒神交番、比治山交番、段原交番、宇品海岸交番、宇品御幸交番、皆実交番、旭町交番、東雲交番、本浦交番、青崎交番、仁保交番）安佐南警察署（祇園交番、山本交番、佐東交番、川内交番、古市交番、安交番、伴交番、戸山駐在所）安佐北警察署（可部交番、虹山交番、三入交番、あさひが丘交番、飯室交番、口田交番、高陽交番、上深川交番、白木交番）佐伯警察署（五日市中央交番、五月が丘交番、五日市交番、五日市駅交番、観音交番、署所在地、美鈴が丘駐在所、河内駐在所、砂谷駐在所、上水内駐在所）海田警察署（船越交番、海田市駅前交番、寺迫交番、中野交番、中野東駅前交番、瀬野交番、熊野交番、矢野交番、坂交番）廿日市警察署（大野交番、宮島口交番、宮内交番、地御前交番、阿品台交番、署所在地、友和駐在所、宮島駐在所、平良駐在所、津田駐在所、吉和駐在所）大竹警察署（大竹駅前交番、小方交番、玖波駐在所）山県警察署（千代田交番、署所在地、澄合駐在所、箕角駐在所、上本郷駐在所、雄鹿原駐在所、中野駐在所、美和駐在所、豊平駐在所、吉坂駐在所、大朝駐在所）呉警察署（呉駅交番、海岸交番、吉浦交番、天応交番、本通二丁目交番、本通六丁目交番、東中央交番、宮原交番、警固屋交番、焼山交番、音戸交番、畑駐在所、田原駐在所、須川駐在所、本浦駐在所、室尾駐在所）広警察署（阿賀交番、中新開交番、広駅前交番、仁方交番、郷原駐在所、大入駐在所、長浜駐在所、川尻駐在所、安登駐在所、安浦駐</p>

在所、蒲刈駐在所、下蒲刈駐在所、豊浜駐在所、豊駐在所) 江田島警察署 (大柿交番、署所在地、切串駐在所、小用駐在所、飛渡瀬駐在所、大君駐在所、中町駐在所、高田駐在所、三高駐在所、沖駐在所) 東広島警察署 (河内交番、西条駅前交番、廣大前交番、寺西交番、川上交番、八本松交番、西高屋交番、黒瀬交番、安芸津交番、豊栄駐在所、原駐在所、西志和駐在所、志和堀駐在所、入野駐在所、福富駐在所、柳国駐在所) 竹原警察署 (忠海交番、木江交番、署所在地、大井駐在所、吉名駐在所、大乘駐在所、東野駐在所、新庄駐在所、大崎駐在所、白水駐在所、鮎崎駐在所) 福山東警察署 (駅前交番、胡町交番、本庄交番、御船町交番、吉津交番、横尾交番、曙交番、野上交番、港町交番、深津交番、蔵王交番、春日交番、引野交番、大門交番、伊勢丘交番、坪生駐在所) 福山西警察署 (駅前交番、松永南交番、山手交番、津之郷交番、沼隈交番、鞆交番、水呑交番、本郷駐在所、赤坂駐在所、浦崎駐在所、田島駐在所) 福山北警察署 (神辺交番、駅前交番、新市交番、油木交番、署所在地、下加茂駐在所、加茂駐在所、山野駐在所、中条駐在所、御野駐在所、竹尋駐在所、有地駐在所、福田駐在所、服部駐在所、常金丸駐在所、豊松駐在所、井関駐在所、小島駐在所、福永駐在所、神龍駐在所) 尾道警察署 (吉和交番、駅前交番、久保交番、山波交番、高須交番、栗原交番、美ノ郷交番、向島交番、因島交番、瀬戸田交番、御調駐在所、原田駐在所、田熊駐在所、三庄北駐在所、中庄駐在所、重井駐在所、生口駐在所、宮原駐在所) 三原警察署 (本郷交番、三原駅前交番、本町交番、宮沖交番、糸崎交番、宮浦交番、中之町駐在所、長谷町駐在所、宗郷駐在所、須波町駐在所、幸崎駐在所、沼田東駐在所、鷺浦駐在所、久井駐在所、和木駐在所、下徳良駐在所) 府中警察署 (駅前交番、上下交番、署所在地、目崎駐在所、協和駐在所、河佐駐在所、矢野駐在所) 三次警察署 (三次町交番、八次交番、三良坂交番、署所在地、栗屋駐在所、塩町駐在所、川西駐在所、川地駐在所、三和駐在所、吉舎駐在所、八幡駐在所、甲奴駐在所、布野駐在所、君田駐在所、作木駐在所) 庄原警察署 (西城交番、東城交番、署所在地、七塚駐在所、高駐在所、川北駐在所、板橋駐在所、春田駐在所、総領駐在所、八銚駐在所、比和駐在所、高野駐在所、口和駐在所、帝釈駐在所、小奴可駐

	<p>在所) 安芸高田警察署 (署所在地、可愛駐在所、勝田駐在所、上根駐在所、向原駐在所、甲立駐在所、高田原駐在所、川根駐在所、佐々部駐在所、原田駐在所、北駐在所、横田駐在所)</p> <p>世羅警察署 (署所在地、三川駐在所、宇津戸駐在所、西大田駐在所、大見駐在所、小国駐在所、津名駐在所)</p>
個人情報ファイルの利用目的	<p>犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するため</p>
記録項目	<p>1 住所、2 電話番号、3 氏名、4 性別、5 続柄、6 生年月日、7 非常の場合の連絡先、8 非常の場合の連絡先 (帰省先・保護者等)、9 官公署・事業所等における非常の場合の連絡先 (氏名、住所、電話番号)、10 アパート・マンションにおける所有者及び管理者 (氏名、住所、電話番号、生年月日)</p>
記録範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 巡回連絡を実施した世帯の世帯主、家族及びその非常時の連絡先 ○ 巡回連絡を実施した事業所の代表者及びその非常時の連絡先 ○ 巡回連絡を実施したアパート・マンション等の所有者及び管理者
記録情報の収集方法	<p>巡回連絡</p>
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<p>含む</p>
記録情報の経常的提供先	<p>—</p>
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名 称)</p> <p>広島県警察本部 総務部総務課 (警察情報公開センター)</p>
	<p>(所在地) 〒730-8507 広島市中区基町9-42</p>
訂正及び利用停止に関する他の法令等の規定による特別の手続き等	<p>—</p>

<p>個人情報ファイルの種別</p>	<p><input type="checkbox"/>法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)</p> <hr/> <p>令第 21 条第 7 項に該当する ファイル</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)</p>
<p>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</p>	<p style="text-align: center;">非該当</p>	
<p>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p>(名 称) 広島県警察本部 地域部地域課</p> <p>(所在地) 〒730-8507 広島市中区基町 9-42</p>	
<p>行政機関等匿名加工情報の概要</p>	<p style="text-align: center;">-</p>	
<p>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p style="text-align: center;">-</p>	
<p>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</p>	<p style="text-align: center;">-</p>	
<p>備 考</p>		